※ 戸長の嘆願書

玉川の戸長に字の書けない人がいた。村に四人字をかける者がいたが、戸長と角館の御役屋へいこうとしなかった。戸長は仕方がなく、干魃の被害届を出し年貢米を免じてもらうべくでかけた。

御役屋へついたが、書いてくれともいえず、自分の覚えている字である１から１０までの字をかき、玉川戸長田中某と書いて提出した。役人はわからないから説明せよといった。

某はかしこまって、

一つおんねがい申上候

二に人間どもは

三にさんざん不作につき

四ぬには死なれぬ

五（ゴウ）をつくせど

六（ロク）なことはなし

七、八においても

九（クウ）ようなし

十（トウ）とごもんなおさめかね候

と、申しあげたところ、役人は許すさがれといった。